はじめに

そうごうふくしぶかい はいけい けいか 総合福祉部会の背景と経過

2009 年 12 月、障害者の権利に関する条約 (以下「障害者権利条約」) でいけつ ひつよう こくないほう せいび はじ しょうがいしゃ かかり せいどの締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の はりうちゅうてき かいかく もくてき しゃせいどかいかくすいしんほんぶ せっち 集中的な改革を目的として、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、この下で、障害者施策の推進に関する意見をまとめる「障がいたせいどかいかくすいしんかいぎ はっそく者制度改革推進会議」(以下「推進会議」)が発足しました。

このことは、障害者権利条約の基本精神である「私たち抜きに私たちのことを決めるな!」(Nothing about us without us)を踏まえた政策立案作業の開始を意味します。

2010 年 4 月 には、この推進会議の下に、障害者、障害者の家族、事 2010 年 4 月には、この推進会議の下に、障害者、障害者の家族、事 2010 年 4 月には、この推進会議の下に、障害者、障害者の家族、事 2010 年 2

ねんがつ にち せいふ かくぎけってい おこな すいしんかいぎ さらには、2010 年 6 月 29 日、政府は閣議決定を行い、推進会議の だいいちじいけん さいだいげん そんちょう しょうがいしゃせいどかいかく すいしん 「第一次意見」を最大限に尊重し「障害者制度改革の推進のための きほんてき ほうこう さだ なか しょうがいしゃそうごう 基本的な方向について」を定めました。その中で、とくに「『障害者総合ふくしほう かしょう せいてい かん 福祉法』(仮称)の制定」に関しては、

おうえきふたん げんそく げんこう しょうがいしゃじりっしえんほう へいせい ねん 「応 益負担を原 則とする現 行の障害者自立支援法(平成17年ほうりっだい ごう はいし せいど たにま しえん ていきょう ここ法 律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のに一ず もと ちいきせいかっしえんたいけい せいびとう ないよう エーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とするしょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう せいてい む だいいちじいけん そ 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8がっ しこう めざ 月までの施行を目指す。」

と 定 められました。

ぶかい しょうがいしゃそうごうふくしほう せいてい む けんとう しめいこうして部会は障害者総合福祉法の制定に向けた検討という使命せな かい けんとう かさを背負って18回の検討を重ねてきました。

かい ねん がっ しょう しゃそうごうふくしほう かしょう せいてい 第 1~3 回 (2010 年 4~6 月) では、「 障 がい 者 総 合 福祉法(仮 称)制 定

k = k + j

第 4~7 回(6~9 月)では、9分野30 項 目 91 点 の「論 点」を整理し、そそれに沿って議論し共 通理解を図りました。

かい がつ がつ ぎろん ふ しょうがいしゃそうごう 第 $16\sim18$ 回 $(6\, \beta\sim8\, \beta)$ では、これまでの議論を踏まえ、障害者総合 ふくしほう こっかくていげん む ぎろん さぎょう おこな 福祉法の骨格提言に向けて議論をまとめる作業を行いました。

ししん ■ 骨格提言の基礎となった2つの指針

ぶかい にん たちば いけん たょう つぎ ぶんしょ ぜんてい 部会の 55人の立場や意見は多様ですが、次の 2 つの文書を前提としてけんとうさぎょう なにな なん こくれん さいたく 検討 作業を行ってきました。それは、2006年に国連が採択したしょうがいしゃけんりじょうやく ねん がつ くに こうせいろうどうしょう しょうがいしゃ 「障害者権利条約」、そして 2010年1月に国(厚生労働省)と障害者 じりつしえんほうそしょうげんこく らい かい 自立支援法訴訟原告ら (71名) との間で結ばれた「基本合意文書」です。これらの文書は、部会が、新法の骨格をまとめるに際し、基本的なほうこう さし め じゅうよう やくわり は 方向を指し示すなど重要な役割を果たしました。

しょうがいしゃけんりじょうやく(1)障害者権利条約

しょうがいしゃ この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由のかんぜん びょうどう きょうゆう そくしん ほご およ かくほ とう もくてき 完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること等を目的としています。

だい じょう びょうどうおよ さべつ こうりてきはいりょとくに、第5条(平等及び差別されないこと)において、合理的配慮かくほ もとの確保が求められています。

また、第19条では、「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会 ちいきしゃかい せいかつ びょうどう けんり みと をもって地域社会で生活する平等の権利を認める」とし、

- しょうがいしゃ た もの びょうどう きょじゅうち せんたく およ だれ 「(a) 障害者が、他の者と平 等に、居住地を選択し、及びどこで誰とせいかつ せんたく きかい ゆう なら とくてい きょじゅうしせつ 生 活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設でせいかつ ぎむ お 生 活する義務を負わないこと。」
- 「(b) 地域社会における生活及び地域社会への受入れを支援し、並びたいきしゃかい こりつおよ かくり ぼうし ひつよう ざいたく に地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅 さーびす きょじゅうさーびす た ちいきしゃかいしえんさーびす じんてきしえん サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(人的支援 らく [personal assistance]を含む。)を障害者が利用することができること。」

ていやくこく かくほ を締約国は確保するとしています。

じょうゃく ほご きゃくたい しょうがいしゃ けんり しゅたい このように条約は、保護の客体とされた障害者を権利の主体へと てんかん いんくるーしぶ きょうせいしゃかい そうぞう 転換し、インクルーシブな共生社会を創造することをめざしています。

きほんごういぶんしょ (2)「基本合意文書」

^{ぶんしょ} この文書では、

- 「国(厚生労働省)は、速やかに応益負担(定率負担)制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し、近点がいしゃじりっしえんほう はいょから そうごうてき ふくしほうせい じっし おかった 総合的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障害福祉しなく かつるじつ けんぽうとう もと しょうがいしゃ きほんてきじんけん こうし 施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使をしたえん 支援するものであることを基本とする。」
- しょうがいしゃじりつしえんほう おうえきふたんせいど しょうがいしゃ 「(障害者自立支援法、とくにその応益負担制度などが)障害者の にんげん そんげん ふか きず しん はんせい 人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、・・心から反省の い ひょうめい 意を表明する」
- 「現 行の介護保険制度との統 合を前 提とはせず (新制度の構築に当たる)」
- こんご しょうがいふくししさく しょうがい とうじしゃ しゃかい たいとう いちいん 「今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員 あんしん く として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くす」

かくにん りょうしゃふたん しきゅうけってい ほうしゅうしはら ほうしき しょうがいなどが確認され、利用者負担、支給決定、報酬支払い方式、「障害」 ばんに よさんぞう じてき ふ けんとう の範囲、予算増などについて原告らの指摘を踏まえてしっかり検討す

るとしています。

しょうがいしゃそうごうふくしほう ■ 障害者総合福祉法がめざすべき6つのポイント

はん こっかくていげん いじょう けいか ししん した つぎ もくひょう 本 「 骨 格 提 言 」は 以 上 の経過と指針の 下 に 、次 の 6 つの 目 標 をしょうがいしゃそうごうふくしほう もと 障 害 者 総 合 福祉法に求めました。

しょうがい しみん びょうどう こうへい 【1】障害のない市民との平等と公平

しょうがいしゃ しょうがい ひと せいかつすいじゅん くら 障害者と障害のない人の生活水準や暮らしぶりを比べるとき、そこには大きな隔たりがあります。障害は誰にでも起こりうるという前提に立ち、障害があっても市民として尊重され、誇りを持って社会に参加するためには、平等性と公平性の確保が何よりの条件となります。 しょうがいしゃそうごうふくしほう でま 者総合福祉法がこれを裏打ちし、障害者にとって、そして障害のない市民にとっても新たな社会の到来を実感できるものとします。

たにま くうはく かいしょう 【2】谷間や空 白の解 消

しょうがいしゅるい しょうがいしゃふくししさく う のと 管害の種類によっては、障害者福祉施策を受けられない人がたくさんいます。いわゆる制度の谷間に置かれている人たちです。また制度間のくうはく がくれいき がっこうせいかつ ほうかご そつぎょうご しゅうろう たいいんご ちいき空白は、学齢期での学校生活と放課後、卒業後と就労、退院後と地域での生活、働く場と住まい、家庭での子育てや親の介助、消費生活なばめん はっせい しょうがい しゅべつかん たにま せいどかんど、いろいろな場面で発生しています。障害の種別間の谷間や制度間のくうはく かいしょう はか 空白の解消を図っていきます。

かくさ ぜせい 【3】格差の是正

めざします。

ほうち 【4】放置できない社 会問 題の解決

せかい のーまらいぜーしょん すす 世界でノーマライゼーションが進むなか、わが国では依然として多くのせいしんしょうがいしゃ しゃかいてきにゅういん つづ ちてき じゅうふく しょうがいしゃ 精神障害者が「社会的入院」を続け、知的や重複の障害者等がもいき しえんぶそく ちょうきしせつにゅうしょ よぎ 地域での支援不足による長期施設入所を余儀なくされています。また、こうてき さー びず いってい ひろ 公的サービスの一定の広がりにもかかわらず障害者への介助のだいぶぶん かぞく やすしそん ている状況が続いています。これらを解決する ちいき 大部分を家族に依存している状況が続いています。これらを解決する ちいき たいき での支援体制を確立するとともに、効果的な地域移行 プログラムを実施します。

ほんにん にーず 【5】本 人のニーズにあった支援サービス

しょうがい しゅるい ていど ねんれい せいべつ 管害の種 類や程度、年齢、性別などによって、個々のニーズや支援のすいじゅん いちょう 水 準 は一様ではありません。個々の障害とニーズが尊重されるようなあら しえんさーびす けっていしすてむ かいはっ 新たな支援サービスの決定システムを開発していきます。また、支援さーびす けってい ほんにん きぼう いし ひょうめい そんちょう サービスを決定するときに、本人の希望や意思が表明でき、それが尊重される仕組みにします。

あんてい よさん かくほ 【6】安定した予算の確保

にようがいしゃふくしょさん すいじゅん かんが で 書 者福祉予算の水準を考えていくうえでの重要な指標となるの で まるいてき ひかく かっこく しゃかいほしょうきゅうふたいけい が、国際的な比較です。この際に、OECD各国の社会保障給付体系の しょうがいしゃふくし いち をうい ていねい けんしょう なかにおける障害者福祉の位置づけの相違を丁寧に検証し、またこうれいか よういん こうりょ うえ こくみんふたんりつ またしまうれいか よういん こうりょ うえ こくみんふたんりつ がいせいじょうきょう 高齢化などの要因を考慮した上での国民負担率など、財政状況の ひかく おこな かめいくに 比較も行わなければなりません。当面の課題としては、OECD加盟国におけ

へいきんな かくほ あんている 平均 並みを確保することです。これによって、現 状 よりはるかに 安 定 しざいせいきばん はか た財 政基盤を図ることができます。

■ 改革への新しい一歩として

なが れきし ゆう しょうがいしゃ ふくし おが 国の障害 者福祉もすでに長い歴史を有しておりますが、障害者 おな じんかく ゆう ひと とら ほご ひっょう むりょく そんざいを同じ人格を有する人と捉えるよりも、保護が必要な無力な存在、 はっかい にもっ ちあん たいしょう きけん そんざい ひき うけとめる考え 社会のお荷物、治安の対象とすべき危険な存在などと受けとめる考えかた いぜん ちんざん のこ つています。わが国の社会が、障害の有無に方が依然として根強く残っています。わが国の社会が、障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、真の意味で社会の一員として暮らせる共生社会に至るには、まだまだ遠い道のりであるかもしれません。

なか そうごうふくしぶかい さんしゅう かたし しょうがいしゃほんにん そのような中で総合福祉部会に参集した私たちは、障害者本人をはじめ、障害者に関わる様々な立場から、違いを認めあいながらも、 きょうつう おも した ここに 示された改革の たんせい じかん よう しきゅうけってい 完成には時間を要するかも知れません。協議・調整による支給決定 しゅうろうけいじぎょう ひっょう じこう や就労系事業など、試行事業の必要な事項もあります。

ほんこっかくていげん もと ほう さくてい じっし また、本 骨 格 提 言に基づく法の策 定、実施にあたっては、さらに しちょうそんおよ とどうふけん はばひろ かんけいしゃ いけん ふ 市 町 村 及び都道府県をはじめとする幅 広い関係者の意見を踏まえることが必要です。

なたちのこうした思いが、国民や世論の理解と共感を得て、それが世にです。 すご しょうがいしゃひとりが自身の存在の価値を実感し、政治を突き動かし、障害者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、ままざま ひと とも こささ えあいながら生きていくことの喜びを分かち合えるしゃかい いっぽ しん ここに骨格提言をまとめました。 いま しんぽう いっぽ ぶんだ すっとが必要です。

へいせい ねん がつ にち 平成23(2011)年8月30日 しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎそうごうふくしぶかい 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会